

# 反復経頭蓋磁気刺激（rTMS）適正使用指針（改訂版） 修正箇所

※令和 5 年 8 月（改訂）版から令和 5 年 9 月（改訂）版の修正箇所

6 ページ

## 6. 実施者基準

実施者の資格：

うつ病患者に rTMS 療法を適正に使用するためには、うつ病の鑑別診断、治療手順に関する十分な知識と経験を有する精神科専門医であることが求められるだけでなく、rTMS 療法に関する知識、技術に習熟していることが求められる。このため rTMS 療法の実施者は、下記に定める 2 種類の講習会（学会主催、企業主催）の両者を受講済であることが求められる。この機器関連および精神科関連の講習以外にも、基本的な TMS（経頭蓋磁気刺激\*）の生理学的知識および安全使用についての知識を持つことが必要であり、TMS の専門家に指導を受けることが望ましい。

\* 経頭蓋磁気刺激は、治療目的の反復性経頭蓋磁気刺激（rTMS）の他、中枢神経磁気刺激による誘発筋電図検査等にも用いられている。

講習会（基準については附記参照のこと）には次の 2 種類がある。

1. 公益社団法人日本精神神経学会が主催する「rTMS 実施者講習会」
2. 機器製造者または販売代理者が実施する実技講習会

うつ病に対する rTMS 療法の実施者には、(A) 学会主催および企業主催の講習会を受講した（以下、受講した）精神科専門医、(B) 受講した医師、(C) 受講した医療スタッフ（看護師、准看護師、臨床工学技士、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士）が想定される。

rTMS 療法の実施過程は下記の 1-9 に分けられる。

1. rTMS 療法の適応の有無の判断
2. 説明と同意
3. 刺激強度、刺激部位の設定
4. 初回セッションの治療装置の設定と治療開始
5. 初回セッションの安全性・忍容性の評価
6. 2 回目以降のセッションの治療装置の設定と治療開始
7. 2 回目以降のセッションの安全性・忍容性の評価
8. 刺激中のモニタリング
9. 中断と中止の判断

- A) 受講した精神科専門医 1-9  
B) 受講した医師 2-9  
C) 受講した看護師 6-8  
D) 受講した准看護師/臨床工学技士/臨床検査技師/作業療法士/理学療法士/言語聴覚士 6, 8  
E) 受講した **上記以外の医療スタッフ 公認心理師/臨床心理士** 8

※受講した医師の監督・指示の下、医師の診療補佐として実施

なお、患者に対する TMS 治療全般の最終責任は、受講した精神科専門医が負う。

[実施者基準一覧表]

| 実施内容                                     | 精神科専門医 | 医師 | 看護師 | 准看護師/臨床<br>工学技士/臨床<br>検査技師/作業<br>療法士/理学療<br>法士/言語聴覚<br>士 | 公認心理師/臨<br>床心理士/その<br>他医療スタッ<br>フ |
|------------------------------------------|--------|----|-----|----------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. rTMS 療法の適<br>応の有無の判断                  | ○      |    |     |                                                          |                                   |
| 2. 説明と同意                                 | ○      | ○  |     |                                                          |                                   |
| 3. 刺激強度、刺激<br>部位の設定                      | ○      | ○  |     |                                                          |                                   |
| 4. 初回セッショ<br>ンの治療装置の設<br>定と治療開始          | ○      | ○  |     |                                                          |                                   |
| 5. 初回セッショ<br>ンの安全性・忍容<br>性の確認            | ○      | ○  |     |                                                          |                                   |
| 6. 2 回目以降のセ<br>ッションの治療装<br>置の設定と治療開<br>始 | ○      | ○  | ○※  | ○※                                                       |                                   |
| 7. 2 回目以降のセ<br>ッションの安全<br>性・忍容性の確認       | ○      | ○  | ○※  |                                                          |                                   |
| 8. 刺激中のモニ<br>タリング※※                      | ○      | ○  | ○   | ○                                                        | ○                                 |
| 9. 中断と中止の<br>判断                          | ○      | ○  |     |                                                          |                                   |

※※

rTMS 療法中に有害事象が生じた際には、速やかに受講した精神科専門医あるいは受講した医師に報告し、中断あるいは中止の判断をおおぐこと。

2 台以上の rTMS 装置を用いて、複数の患者に対して同時にモニタリングをする際には、受講した医療者 1 名に対して、モニタリング可能な患者数は 2 名までとする。

主治医（該当患者の治療方針を統括する立場にある精神科医）と（A）受講した精神科専門医が異なる場合、両者の緊密な連携の上で治療を進めることが望ましい。